

葛卷町農業委員会  
第17回総会議事録

1 日 時 令和元年11月20日(水) 午後1時00分から午後1時58分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 荒廃農地に係る非農地判断について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

4 出席委員

① 深 澤 進                    ② 門 場 政 一                    ③ 藤 森 康 隆

④ 藤 岡 俊 策                    ⑤ 川 崎 美由起                    ⑦ 落 宰 勝

⑧ 星 野 順 子                    ⑨ 南 坂 スガ子

5 欠席委員

⑥ 久 保 淳

6 議事録署名委員

④ 藤 岡 俊 策                    ⑤ 川 崎 美由起

7 書記(農業委員会事務局)

和 野 康 弘 (事務局長)

事務局長

ただ今から葛巻町農業委員会第17回総会を進めさせていただきます。  
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思  
います。  
よろしくお願ひいたします。

会 長

〔あいさつ〕

ご苦労様です。  
今朝、本格的な冬がやってきました。葛巻町内全域で路面凍結だったと思  
います。これからますます道路事情が悪くなると思ひます。交通事故等には十分に気を付けていただきたいと思  
ひます。さらに寒さも増してきますので、体調管理にも気を付けて、風邪など引かないように  
していただきたいと思ひます。

また、一昨日、滝沢市で地域農業マスタープランの実質化・実践推進大会が開催されまし  
て、私と局長と、松浦農林環境エネルギー課長と参加をしてきました。あとで時間がありまし  
たら、局長の方から内容についての説明をいただければと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長

〔開 会〕

それでは、総会に入ります。  
ただ今から、葛巻町農業委員会第17回総会を開会いたします。  
本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。  
なお、6番久保委員から欠席の連絡がありましたので、お知らせいたします。  
本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

議 長

《日程第 1 》

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。  
議事録署名委員は、4番藤岡委員、5番川崎委員のお二人を指名いたします。  
また、会議書記は、事務局職員の和野事務局長を指名いたします。

議 長

《日程第 2 》

次に、日程第2「会期の決定」を行います。  
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

議 長

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議 長

《日程第 3 》

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議 長

【事務局長 挙手】

事務局長。

事務局長

はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
10月26日(土)	山ぶどうシンポジウム (グリーンテージ)	会長 事務局長
11月 7日(木)	令和元年度岩手県農業委員会大会 (盛岡市都南文化会館「キャラホール」)	会長ほか農業委員7名 推進委員7名・事務局長

11月11日(月)	令和元年度葛巻町農業者年金協議会視察研修 (山田町 震災復興等視察研修)	会長・藤岡委員 事務局長
11月14日(木)	現地確認調査 (町 内)	会長職務代理者・川崎委員 事務局長
11月18日(月)	岩手県地域農業マスタープラン実質化・実践推進 大会 (滝沢市 ビックルーフ滝沢)	会長 事務局長

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

#### 《日程第 4》

議 長

次に日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

この議案の1番の案件は、5番川崎委員が土地の譲受人の当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、議案説明前に退席をお願いいたします。はじめに1番の審議に入りますので、5番川崎委員は退席をお願いいたします。

【5番川崎委員 退席】

議 長

それでは、「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」のうち、1番の案件について、事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は1ページをご覧ください。1番の案件は、●●第●地割字●●の畑3筆 4,887㎡ですが、●●●●●●●●の●●●●●●さんの農地を、●●●●●●地区の●●●●●●さんが譲り受けて耕作を継続するものです。申請地の位置図は7ページから9ページをご覧ください。●●●●●●号、●●●●●●地区方面から林道●●●●●●を約200m、400m、1km北東にそれぞれ進んだところがございます。調査書は3ページに各案件ごとに記載しておりますが、6番の農地法第3条の許可要件となる同条第2項該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、問題ないものと認められます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を2番門場会長職務代理者をお願いします。

【2番門場会長職務代理者 挙手】

議 長

門場会長職務代理者。

2 番

現地確認結果を報告します。

今回の案件の対象農地は草地で、売買による所有権移転です。立ち会っていただいた譲受人によると、今後も草地として使用するとのこと、いずれも調査書に記載のとおり問題ないものと判断しました。

以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。



率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、問題ないものと認められます。  
なお、地区担当の市村推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を2番門場会長職務代理者にお願いします。

【2番門場会長職務代理者 挙手】

議 長  
2 番

門場会長職務代理者。

現地確認結果を報告します。

今回の案件の対象農地はいずれも飼料畑と草地で、売買による所有権移転です。譲受人によると、今後も飼料畑と草地として使用するとのことで、いずれも調査書に記載のとおり問題ないものと判断しました。

以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」のうち、2番から5番の案件について、原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」のうち、2番から5番の案件について、原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第5》

議 長

次に日程第5「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長  
事務局長

事務局長。

議案書は32ページをご覧ください。

今月の農地法第5条の第5条の許可申請は2件でございます。

1番の案件についてご説明いたします。農地の所在は、●●第●地割字●●で、●●●●の●●●●さんの畑2筆 14,423㎡のうち1,750㎡でございますが、●●●●●●●●●●が●●●●●●●●●●の架け替え工事にあたり、下部工工事のための作業ヤード、資材置場として使用するため、農地を一時転用するするものでございます。申請地の位置につきましては36ページをご覧ください。対象農地はこれまでの●●●●の●●●●側でございます。38ページに本申請の平面図を添付しております。作業ヤード及び資材置場として使用するもの



## 《日程第 6》

議 長

次に日程第 6 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

### 【事務局長 挙手】

議 長  
事務局長

事務局長。

議案書は46ページをご覧ください。はじめに所有権移転の案件についてご説明いたします。

●●第●地割字●●の畑944㎡は、先月の総会において、●●●の●●●●●さんから公益社団法人岩手県農業公社に所有権移転することでご承認いただいたところですが、今回、●●●●●地区の●●●●●さんが売り渡しを受けるものでございます。なお、売買価格及び移転の時期等は記載のとおりでございます。

議案書は47ページをご覧ください。次に、農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」の農用地利用集積計画についての利用権設定に係る案件についてご説明いたします。

まず1番の案件は、●●第●地割字●●の田及び畑3筆と、●●第●地割字●●の田及び畑3筆合わせて6筆 15,981㎡は、同地区の●●●●●さんの農地で、●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に2番の案件は、●●第●地割字●●の畑4筆8,070㎡は、●●●●●の●●●●●さんの農地で、●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次のページをご覧ください。3番の案件は、●●第●地割字●●の畑2筆と●●第●地割字●●の田及び畑4筆、●●第●地割字●●の畑1筆 合わせて7筆15,188㎡は、●●地区の●●●●●さんの農地で、●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に4番の案件は、●●第●地割字●●の田3筆6,694㎡は、●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次のページをご覧ください。5番の案件は、●●第●地割字●●の田2筆 1,979㎡は、●●●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に6番の案件は、●●第●地割字●●の畑4筆 34,207㎡は、●●●●●の相続人代表●●●●●さんの農地で、●●●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に7番の案件は、●●第●割字●●の畑2筆 14,577㎡は、●●●●●の相続人代表●●●●●さんの農地で、●●●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

議案書は50ページをご覧ください。8番の案件は、●●第●地割字●●の畑2筆13,167㎡は、同地区の●●●●●さんの農地で、●●●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、再設定の案件でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に9番の案件は、●●●●●の田3筆 4,055㎡は、●●●●●の●●●●●さんの農地で、●●●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に10番の案件は、●●●●●の田及び畑2筆 6,985㎡は、同地区の●●●●●さんの農地で、同地区の●●●秋雄さんに貸し付けるもので新規の案件でございます。利用目的及び、貸借



期間はいずれも記載のとおりです。

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり決定いたします。

## 《日程第 7》

議 長

次に日程第7「議案第4号 荒廃農地に係る非農地判断について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は、51ページからご覧ください。

農地・非農地の判断は、今年7月22日の農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールを行い、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」第4(1)に基づき判定していただくものでございます。1筆ごとの状況及び写真については、先月の総会終了後にご説明しておりますので割愛させていただきます。

なお、先月の総会以降に再度精査いたしまして、対象者数は9戸、9筆。面積は27,375㎡となるものでございます。

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「荒廃農地に係る非農地判断について」は9筆全てを「非農地」と判断することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第4号「荒廃農地に係る非農地判断について」は9筆全てを「非農地」と判断することに決定いたします。

## 《日程第 8》

議 長 次に日程第 8「議案第 5 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

### 【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 議案書は52ページをご覧ください。農地法の適用外証明願が1件提出されております。

この案件は、●●第●●地割字●●の畑 568㎡で、所有者は同地区の●●●●さんでございます。非農地となった事由は、昭和54年に 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請を行い、許可相当となった土地で、その後、自己住宅を建て、宅地として利用していますが、その際、登記事務手続きに不備があり、現在、農地であることが判明したものでございます。申請地の位置につきましては 54ページをご覧ください。当該土地は●●地区の●●●●の隣でございます。

なお、地区担当の辰柳推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を 2 番門場会長職務代理者にお願いします。

### 【2 番門場会長職務代理者 挙手】

議 長 門場会長職務代理者。

2 番 現地確認の結果を報告します。

この案件は、宅地として現在も活用されており、農地としての再生は困難であると思われます。よって、農地法の適用外証明は妥当なもの判断しました。

以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

### 【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

### 【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第 5 号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

### 【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第 5 号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり決定いたします。

## 《日程第 9》

議 長 次に日程第 9「報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

### 【事務局長 挙手】





《日程第11》

次に日程第11「その他」ですが、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。

議長 【「なし」の声】

事務局からあれば、お願いします。

議長 【「特にありません」の声】

ないようですので、「その他」を終了します。

議長 以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第17回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和元年11月29日

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_